

## 第3節 防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進や技術基盤・産業基盤の維持・強化に資するよう、2014年4月に策定された防衛装備移転三原則およびその運用指針<sup>1</sup>に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

防衛装備移転は、国家安全保障戦略などに記載のとおり、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。

こうした観点から、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討することとされた。自民党と公明党は与党ワーキングチーム<sup>2</sup> (WT) に

おいて、2023年4月以降、防衛装備移転にかかる過去の歴史や有識者からのヒアリングも含め、23回の議論を行った。これを受け、2023年12月、与党WTの提言を踏まえ、防衛装備移転三原則と運用指針が改正された。さらに、与党間での協議を経て、2024年3月、閣議決定および運用指針の一部改正により、厳格な仕組みを設けつつ、わが国が英国およびイタリアと共同開発を行っているグローバル戦闘航空プログラム (GCAP) の完成品 Global Combat Air Programme について、わが国からパートナー国以外の国に移転を認めうることとなった。

また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うことなどにより、官民一体となって防衛装備移転を進めることとしている。

### 1 防衛装備移転三原則にかかわる制度

#### 1 防衛装備移転三原則

##### (1) 移転を禁止する場合の明確化 (第一原則)

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、または③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

##### (2) 移転を認めうる場合の限定ならびに厳格審査および情報公開 (第二原則)

移転を認めうる場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、または②わが国の安全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先および最終需要者の適切性や安全保障上の懸念<sup>しひげさき</sup>の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、あわせて情報の公開を図ることとした。

##### (3) 目的外使用および第三国移転にかかる適正管理の確保 (第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用および第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

**参照** 資料65 (防衛装備移転三原則)、資料66 (防衛装備移転三原則の運用指針)

#### 2 防衛装備移転三原則などの一部改正

国家安全保障戦略などにおいて、安全保障上意義が高

1 防衛装備移転三原則の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となりうるものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム

い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討することが記載された。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保などについて十分に検討することとされた。

これを踏まえて、2023年4月以降、与党WTが23回に渡って開催され、海外移転を認めうるケースの見直しについて議論されるとともに、移転の可否を判断する際の厳格審査や、第三国移転の事前同意を含めた移転後の適正な管理の確保のあり方について、諸外国の例も踏まえつつ、議論が重ねられた。2023年12月、与党WTは政府に対する提言をまとめ、政府として同提言を踏まえて、同月、防衛装備移転三原則と運用指針を一部改正した。防衛装備移転三原則の改正は2014年4月の策定以来、初めてのものである。

また、運用指針の改正により、幅広い分野の防衛装備が移転可能となった。改正後の最初の案件として、わが国がライセンス生産を行っているペトリオット・ミサイルのわが国から米国への移転について、国家安全保障会議での審議の結果、海外移転を認めうる案件に該当することが確認された。防衛省としては、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するため改正された制度に基づき、関係府省庁と連携しながら、官民一体となって防衛装備移転を一層推進していく考えである。

この改正により、幅広い分野の防衛装備が移転可能となったが、同時に移転にかかる審査をより一層厳格に行うこととしている。政府として、防衛装備移転にあたっては国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念およびこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持するとの方針が変わりなく、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針である。

2023年12月の防衛装備移転三原則と運用指針の改正の概要は以下のとおり。

### (1) 防衛装備移転三原則

現行の三つの原則そのものは、引き続き維持し、国家安全保障戦略を踏まえ、前文に防衛装備移転の意義や安

全保障環境認識などを追加・更新した。また、運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性などに応じて改正する旨を明記した。

### (2) 国際共同開発・生産

国際共同開発・生産のパートナー国以外の国へ、わが国から部品や技術の直接移転が可能となった。

### (3) ライセンス生産品にかかる防衛装備の移転

米国由来以外も含むライセンス生産品にかかる防衛装備（完成品を含む。）をライセンス元国へ提供可能となった。ただし、自衛隊法上の武器<sup>3</sup>に該当するライセンス生産品にかかる防衛装備をライセンス元国から他国へさらなる提供を行う場合については、わが国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。

### (4) 他国軍隊に対する修理などの役務提供

米軍以外の安保協力関係のある国に対しても、平素からの修理などの役務提供が可能となった。

### (5) 部品の移転

部品<sup>4</sup>の定義を明確化したうえで、安全保障上の協力関係にある国に対しては、部品は総じて移転可能となった。

### (6) いわゆる5類型（救難、輸送、警戒、監視および掃海）

掃海艦や輸送艦に搭載される機関砲など、本来業務の実施や自己防護に必要な自衛隊法上の武器の搭載が可能であることを明確化した。

### (7) 侵略などを受けている国に対する自衛隊法上の非武器の移転による支援

わが国との安全保障協力関係の有無にかかわらず、国際法に違反する侵略などを受けている国に対して、自衛隊法上の武器に該当しない装備品であれば、総じて移転

3 火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、または武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置などをいう（なお、本来的に、火器などを搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷または武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）。

4 完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、そのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。

可能となった<sup>5</sup>。

### (8) 厳格審査

自衛隊法上の武器の直接移転やライセンス元国から第三国への移転など、移転類型の多様化を踏まえ、厳格審査の視点を拡充した。

### (9) 審議プロセス

自衛隊法上の武器の直接移転やライセンス元国から第三国への移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本とした<sup>6</sup>。

## 3 GCAPの完成品の第三国への直接移転について

国際共同開発・生産におけるわが国からパートナー国以外の第三国への完成品の直接移転のあり方については、2023年12月に与党WTがとりまとめた提言において、引き続き議論が必要な事項とされた。こうしたなか、特に、GCAPの完成品について、わが国防衛に必要な性能を有する機体を実現するためにも、わが国からパート

ナー国以外の第三国に直接移転を行いうる仕組みを持つことが必要という考えのもと、政府として、与党との調整、国会などにおける説明を重ねた。

これを踏まえて、2024年3月、閣議決定において、GCAPの完成品について、わが国から第三国に完成品を移転しうることなどについて決定するとともに、将来、実際にわが国から第三国に直接移転する際にも、個別案件ごとに閣議決定を行うという、いわば「二重の閣議決定」を盛り込んだ。

さらに、運用指針を一部改正し、「3つの限定」として、①今回、第三国への直接移転を認めるのはGCAPに限定すること、②移転先の国は国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束を締結している国に限定すること、③武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国には移転しないこと、とした。

これらの厳格な決定プロセスを設けることで、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を引き続き堅持することを、より明確な形で示している。

防衛省として、今般の改正を踏まえて、将来にわたってわが国の平和と安定を確保するため、わが国の安全保障環境に相応しい戦闘機の実現を目指して、英国およびイタリアとの協議をしっかりと進めていく。

5 改正前は、「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」と規定。

6 自衛隊法上の武器を初めて移転（直接移転または第三国移転）する国は、すべて国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議。

## 解説

## 次期戦闘機の第三国移転（国会審議での主要な論点）

**Q なぜわが国にとって次期戦闘機の取得が必要なのでしょう？**

四面を海に囲まれた島国であるわが国に対する侵略は、必ず、空または海を経由して行われます。そのため、専守防衛を旨とするわが国が安全を確保するためには、航空機や巡航ミサイルによる空からの攻撃や、艦艇による海からの攻撃をできる限り洋上・遠方で阻止することが必要です。戦闘機は、これらの防衛的任務を遂行するための中核的装備品として整備、運用されてきました。

周辺国が新世代機の開発や配備を進めているなかで、将来にわたってわが国の平和と安定を確保するために、わが国自身として、それらの戦闘機を超える最新鋭の次期戦闘機を開発することが不可欠です。

**Q なぜ英国・イタリアとの国際共同開発を行う必要があるのですか？**

装備品の高度化や高額化が進むなかで、優秀な装備品を取得するためには、パートナー国と協力して資金・技術を供与し合って共同で開発する方式が、国際的にとられています。こうしたなかで、次期戦闘機の開発を進めるにあたって、わが国の独自開発や米国との共同開発などの可能性を十分に検討しました。その結果、要求性能の実現可能性・スケジュール・コストなどの様々な観点から、英国およびイタリアとの国際共同開発が最適な選択肢であると判断し、3か国の技術を結集し、リスク・コストを分担しながら、優れた次期戦闘機を開発することとしました。

**Q なぜ次期戦闘機の第三国への移転を可能としたのですか？**

国際共同開発の協議は、各国の安全保障環境に応じて必要となる性能について、議論を重ねつつ共通の機体を作り上げていくプロセスであり、各国が同等の貢献を行うことを前提に、自国が優先する性能の搭載を主張し合うこととなります。

英国およびイタリアが、完成品の第三国移転を推進することを貢献の重要な要素と考え、わが国にも同様の対応を求めているなかで、わが国から第三国への直接移転を行う仕組みが存在しなければ、英国およびイタリアが、価格低減などの努力を行わないわが国が求める性能を実現するために、自らが求める性能を断念することは

想定されず、わが国が求める戦闘機の実現が困難となります。

このため、第三国への直接移転を行いうる仕組みを持ち、英国およびイタリアと同等に貢献しうる立場を確保することが、わが国の国益であると考えています。

**Q 次期戦闘機の第三国への移転にあたっては、厳格な手続きが必要ではないですか？**

次期戦闘機の第三国への移転にあたっては、今般の運用指針の見直しにかかる閣議決定に加え、将来実際に次期戦闘機をわが国から第三国へ移転する際にも個別の案件ごとに改めて閣議決定を行う、いわば「二重の閣議決定」という、より厳格なプロセスを経ることとしています。

そのうえで、運用指針の一部改正においては、①第三国直接移転を認めるのはGCAPで開発される完成品にかかる防衛装備に限定し、②移転先国は、国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束の締結国に限定し、③武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国には移転しない、との「3つの限定」を設けています。

このような、より厳格なプロセスと要件を設けることによって、国連憲章を遵守するとしたの平和国家としての基本理念をわが国が堅持することを、より明確な形で示すことができると考えています。

政府として、防衛装備の海外移転については、国連憲章を遵守するとしたの平和国家としての基本理念およびこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持するとの方針に変わりありません。



次期戦闘機の第三国移転について答弁する  
岸田内閣総理大臣（2024年3月）【時事】

## 解説

## 防衛装備移転三原則改正に対する諸外国・企業などの反応

防衛装備移転三原則およびその運用指針の一部改正を受けて、防衛省は関係省庁と連携しながら、企業関係者や各国武官に対する説明会、各国高官の相互訪問、防衛装備庁がブースを出展する国際展示会などの様々な機会を捉えて、各国や企業関係者に対して、改正内容について説明してまいりました。

各国関係者からは、望ましい安全保障環境の創出などのため防衛装備移転を推進しようとする日本の取組を評価するとともに、日本と各国との新たな防衛装備・技術協力の可能性を広げるものであるとの期待が表明されました。また、今般の改正は、与党との調整を経て、幅広い分野の防衛装備を移転可能とすると同時に、自衛隊法上の武器の海外移転にあたっては、仕向国・地域において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを含めた国際的な平和および安全への影響を考慮することを明記するなど、移転にかかる審査をより一

層厳格に行うこととするものです。各国に対しても、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念およびこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持することを説明し、日本の取組に広い理解を得ようとしています。また、幅広い分野の移転を認め、防衛装備移転の円滑化に繋がる今般の改正は、防衛産業の成長性の確保にも繋がりますものとして、企業関係者からも歓迎の声があがっています。

わが国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面するなかで、インド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するために防衛装備移転が重要な政策的手段であることを踏まえ、防衛省として、今後とも官民一体となって防衛装備移転を推進してまいります。



「INDO PACIFIC 2023」における和田防衛大臣補佐官<sup>(注)</sup>（当時）と防衛装備庁出展ブース官民関係者の様子（2023年11月）



「Singapore Airshow 2024」における高見防衛大臣補佐官<sup>(注)</sup>と防衛装備庁出展ブース官民関係者の様子（2024年2月）

（注）2023年10月に防衛生産基盤強化法が施行されたところ、防衛大臣の補佐体制をさらに強化したうえで、同法に基づく施策を、強力かつ迅速に進めていく役割を担うため、防衛生産・技術基盤の強化を担当する防衛大臣補佐官として任命された。

2014年に新たに「大臣補佐官」の制度を導入して以降、初めての防衛大臣補佐官として、2023年10月に和田防衛大臣補佐官（当時）が着任。その後、2024年1月からは高見防衛大臣補佐官が務める。

## 2 防衛装備移転の推進のための取組

防衛装備移転に際しては、わが国の防衛分野における技術面での諸外国に対する優位性が失われることを防ぐため、わが国の装備品等に用いられている先進的な技術にかかる情報を保全するなど、安全保障上の観点から適切な仕様・性能の変更・調整を装備品製造等事業者を実施させる必要がある。

このような問題意識から装備移転を安全保障上適切なものとするための取組を促進することを目的とし、防衛生産基盤強化法に基づき、防衛大臣が2024年2月16日に指定した指定装備移転支援法人に基金を設け、防衛大臣の求めにより相手国との防衛協力の内容に応じ装備品製造等事業者が行う装備移転仕様等調整に要する費用を

基金から助成することとしている。

☐ 参照 1節1項2(2)(装備移転の円滑化・指定装備移転支援法人)

### 3 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

#### 1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992年以降、26件の共同研究と1件の共同開発を実施している。現在は、4件の共同研究(①高耐熱性ケース技術、②次世代水陸両用技術、③モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システム、④無人航空機へ適用するAI技術)を実施している。

2022年9月の日米防衛相会談において、極超音速技術に対抗するための技術について、共同分析の進捗を踏まえ、要素技術・構成品レベルでの日米共同研究の検討を開始することで合意した。そして、2023年1月の日米「2+2」で将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致したことを受け、防衛省と米国防省で検討を行ってきた結果、日米両国は同年8月に、滑空段階迎撃用誘導弾(GPI)の共同開発を開始することを決定した。また同月の日米首脳会談において、両首脳は、これを歓迎した。

このほか、2014年7月以降、PAC-2の部品などの米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認めうる案件に該当することを確認しているほか、2023年12月には、ペトリオット・ミサイルの米国への移転について、国家安全保障会議において海外移転を認めうる案件に該当することを確認している。本移転は、米軍および世界規模においてペトリオット・ミサイルの需要が予想を超え、これまでにないほどの水準にあるなか、わが国として同盟国である米国からの要請に応え、米軍のペトリオット・ミサイルの在庫をできるだけ早く補完し、米軍の態勢を支えるというこれまでに例のない取組であり、米国との安全保障・防衛協力を新たな段階へと高めるとともに、わが国の安全保障およびインド太平洋地域の平和と安定に寄与するものである。

☐ 参照 Ⅲ部1章4節1項2(2)(無人アセット防衛能力の強化)、Ⅲ部1章4節2項(ミサイル攻撃などへの対応)、Ⅲ部2章4節2項(防衛装備・技術協力)、2節3項(次期戦闘機の開発)、資料29(日米共同研究・開発プロジェクト)

#### 2 日米共通装備品の生産・維持整備

##### (1) F-35A 戦闘機生産への国内企業の製造参画や整備拠点の設置

わが国は、2011年12月、F-35A 戦闘機をF-4 戦闘機の後継機とし、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した<sup>7</sup>。これを踏まえ、わが国は、2013年度以降のF-35A 戦闘機の取得に際して、国内企業の製造参画を図り、これまで、機体、エンジンの最終組立・検査(FACO)、関連部品の製造参画の取組を行ってきた。

2019年度以降の取得に際しては、厳しい財政状況を踏まえ、完成機輸入を原則としつつ、より安価な手段がある場合には見直すこととされた。しかし、その後の製造企業による経費低減の取組などにより、国内企業がFACOを実施する方が、完成機輸入に比べてより安価となることが確認されたため、2019年度から2027年度までの取得については、国内企業が最終組立・検査を実施した機体を取得することとしている<sup>8</sup>。

また、F-35 戦闘機が全世界的に運用されることから、米国政府は、北米・欧州・アジア太平洋地域に機体・エンジンを中心とした整備拠点(リージョナル・デポ)を設置することとした。

2014年12月に、米国政府によって選定されたアジア太平洋地域におけるわが国のF-35 戦闘機の機体の整備拠点は、2020年7月から愛知県にある三菱重工小牧南工場において運用を開始した。また、エンジンの整備

7 2018年12月、F-35A 戦闘機の取得数については、42機から147機とし、新たな取得機のうち42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替えるものとするのが決定された。

8 2019年12月に2019年度や2020年度の、2020年12月に2021年度の、2021年12月に2022年度の、2022年12月に2023年度から2027年度までのF-35A 戦闘機の取得について、それぞれ、より安価な手段であることが確認された国内企業が参画した製造とすることが決定された。

拠点は、2023年6月から東京都にあるIHI瑞穂工場において運用を開始した。

F-35戦闘機の製造に国内企業が継続して参画することや、機体やエンジンなどの整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、国内の防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化に資するものであるとともに、わが国のF-35A戦闘機の運用支援体制の確保、日米同盟の強化、インド太平洋地域における防衛装備・技術協力の深化といった観点から、有意義である。

## (2) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイの定期機体整備のため、2015年10月、整備企

業として富士重工業株式会社<sup>9</sup>を選定し、2017年2月から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が開始され、2024年3月末時点で7機の整備が完了し、3機を整備中である。

防衛省としては、①V-22(陸自オスプレイ)<sup>10</sup>の円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来の陸自オスプレイの整備を木更津駐屯地で実施することにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)に掲げる「共通装備品の修理や整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に資するものとして、極めて有意義である。

# 4 新たな防衛装備・技術協力の構築

## 1 諸外国との防衛装備・技術協力など

装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備移転や国際共同開発を含む、防衛装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る<sup>11</sup>。特に、防衛協力・交流・訓練・演習、能力構築支援などの取組のほか、政府安全保障能力強化支援(OSA)<sup>Official Security Assistance</sup>など、防衛省以外の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。その際、就役から相当年数が経過し、拡張性などに限界がある装備品の早期用途廃止、早期除籍などの活用による同志国への移転を検討することとしている。

**□□ 参照** 図表Ⅳ-1-3-1(諸外国との主な防衛装備・技術協力(イメージ))、資料39(各種協定締結状況)

### (1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、2014年12月、防衛装備

品・技術移転協定<sup>12</sup>が発効し、2017年10月に日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を初開催した。以降、定期的に協議を行い日豪両国の防衛装備・技術協力の進展を図っている。

また、2019年11月には、科学技術者交流計画に係る取決めに署名し、技術者の相互派遣の枠組みを整理した。この枠組みに基づき、2021年よりオーストラリア国防科学技術グループへの日本側からの技術者派遣を開始した。

なお、2021年5月には、「船舶の流体性能及び流体音響性能に係る日豪共同研究」と「複数無人車両の自律化技術に係る日豪共同研究」が開始しており、現在も継続中である。2023年6月には、「研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する取決め」に署名し、共同事業を迅速に開始する枠組みを整理した。2024年1月、本取決めに初めて適用し、「水中自律型無人機に関する日豪共同研究」を開始した。

2023年10月に行われた日豪防衛相会談において、木原防衛大臣は、マールズ副首相兼国防大臣とともに、

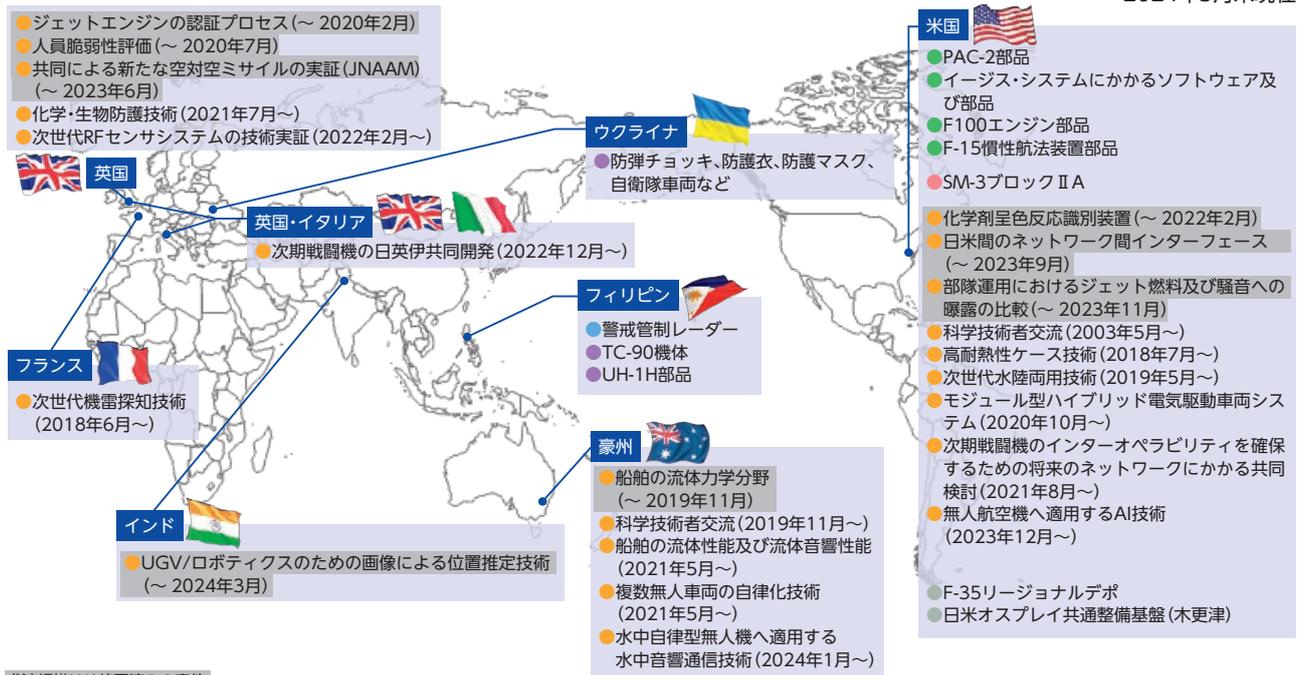
9 2017年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更。

10 陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化できるティルト・ローター機(オスプレイ)を17機導入することとし、佐賀空港における施設整備が完了するまでの一時的な処置として、木更津駐屯地に暫定的に配備することとしている。

11 2024年4月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、アラブ首長国連邦(UAE)と締結している。

12 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

図表Ⅳ-1-3-1 諸外国との主な防衛装備・技術協力（イメージ）



【凡例】

● 完成品	● 国際共同研究等
● 部品・コンポーネント	● 無償譲渡（自衛隊法第116条の3）
● 国際共同開発・生産	● 整備拠点（リージョナルデポ）・共通整備基盤

い  
わ  
ば  
防  
衛  
力  
そ  
の  
も  
と  
し  
て  
の  
防  
衛  
生  
産  
・  
技  
術  
基  
盤  
の  
強  
化  
  
第  
Ⅳ  
部  
第  
1  
章

オーストラリア国防省が三菱電機オーストラリアとの間でレーザー技術を活用した共同開発事業の契約締結を公表したことに歓迎の意を表明した。本事業は、日豪間で初めての共同開発案件であるのみならず、日本の防衛関連企業の技術が外国政府から着目され、防衛分野での国際共同開発の実施に至った初めての事例であり、官民一体となって防衛装備移転を推進してきたわが国にとって新たな一歩となるものである。

2023年11月には、オーストラリアで開催された国際展示会「INDO PACIFIC 2023」において防衛装備庁がブースを出展した。この展示会には和田防衛大臣補佐官（当時）も参加し、わが国装備品の魅力や高い技術力を官民一体となって発信した。

**参照** Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）

## (2) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置づけられており、2015年12月の日印首脳会談において防衛装備品・技術移転協定<sup>13</sup>の署名が行われ、2016年3月に発効した。

また、これまでに計7回の防衛装備・技術協力に関する事務レベル協議を開催するなど、デュアル・ユースを含む防衛装備・技術協力案件の形成に向け協議を実施している。2018年7月には「UGV<sup>14</sup>／ロボティクスのための画像による位置推定技術に係る共同研究」を開始し、成功裏に完了した。

さらに、2019年2月には日印・官民防衛産業フォーラムをベンガルールにおいて開催するなど、日印両国の防衛装備・技術協力に関する議論が進展している。

13 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

14 陸上無人車両

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項2 (インド)

### (3) 英国

英国との間では、2013年7月、防衛装備品・技術移転協定<sup>15</sup>の署名・発効に至り、2014年7月に防衛装備・技術協力運営委員会を初開催し、定期的に協議を行っている。

2013年7月、米国以外の国とは初めてとなる「化学・生物防護技術に係る共同研究」を開始し2017年7月に成功裏に完了したほか、4件の研究<sup>16</sup>を開始し、それぞれ成功裏に完了した。なお、2021年7月には、新たな「化学・生物防護技術に係る日英共同研究」を開始した。また、2018年3月に開始した「次世代RFセンサシステムの実現可能性に係る共同研究」は、2022年2月に「次世代RFセンサシステムの技術実証に係る共同研究」に移行しており、次期戦闘機への適用も視野に現在も継続中である。

次期戦闘機の開発については、日英伊3か国は共通の機体を開発することに合意し、3か国首脳はグローバル戦闘航空プログラム (GCAP) を発表した。2023年12月には、木原防衛大臣はシャップス・英国防大臣、クロセット・イタリア国防大臣と東京で会合を行い、GCAPを一元的に管理・運営する国際機関であるGIGO設立に関する条約に署名した。

同年9月に英国で開催された国際展示会「DSEI London 2023」において、防衛装備庁がブースを出展し、わが国装備品の魅力や高い技術力を官民一体となって発信した。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項3 (1) (英国)、2節3項 (次期戦闘機の開発)

### (4) フランス

フランスとの間では、2014年1月、防衛装備品協力や輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ設置し、2016

年12月には、防衛装備品・技術移転協定<sup>17</sup>が発効した。また、2018年1月の第4回日仏「2+2」においては、次世代機雷探知技術に関する協力の早期開始を確認し、同年6月、「次世代機雷探知技術に係る共同研究」を開始した。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項3 (2) (フランス)

### (5) ドイツ

ドイツとの間では、2017年7月、防衛装備品・技術移転協定<sup>18</sup>に署名し、発効した。また、2023年11月に日独・防衛産業交流会を開催するとともに、ドイツに本部を置く欧州防衛装備共同機構<sup>19</sup> (OCCAR) 共同開発プログラムへオブザーバー参加が承認されるなど、多様な協力が進展している。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項3 (3) (ドイツ)

### (6) イタリア

イタリアとの間では、2019年4月、防衛装備品・技術移転協定<sup>20</sup>が発効した。また、2023年12月には、日伊・官民防衛産業フォーラムを開催し、日伊両国の防衛装備・技術協力に関する議論が進展している。

次期戦闘機の開発については、日英伊3か国は共通の機体を開発することに合意し、3か国首脳はグローバル戦闘航空プログラム (GCAP) を発表した。2023年12月には、木原防衛大臣はクロセット・イタリア国防大臣、シャップス・英国防大臣と東京で会合を行い、GCAPを一元的に管理・運営する国際機関であるGIGO設立に関する条約に署名した。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項3 (4) (イタリア)、2節3項 (次期戦闘機の開発)

### (7) スウェーデン

スウェーデンとの間では、2022年12月、防衛装備品・技術移転協定<sup>21</sup>に署名し、発効した。

15 防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

16 「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究」(2014年11月開始、2018年3月完了)、「人員脆弱性評価に係る共同研究」(2016年7月開始、2020年7月完了)、「ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究」(2018年2月開始、2020年2月完了)、「共同による新たな空対空ミサイルの実証に係る日英共同研究」(2018年12月開始、2023年6月完了)の4件。

17 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

18 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

19 1998年に創設された、欧州を中心とした各国による装備プログラムの仕様の検討、開発、製造、運用支援、廃棄といった一連のプロセスを管理する独立した国際機関。

20 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

21 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項6(1)(スウェーデン)

## (8) ウクライナ



經由地ポーランドに到着した  
自衛隊車両

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、ウクライナ政府からの装備品などの提供要請を踏まえ、自衛隊法に基づき非殺傷の物資を防衛装備移転三原則の範囲内で提供するべく、同年3月8日に国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正し、防弾チョッキ、鉄帽（ヘルメット）、防寒服、天幕、カメラ、衛生資材・医療用資器材、非常用糧食、双眼鏡、照明器具、個人装具、防護マスク、防護衣、小型のドローンを自衛隊機などにより輸送し、ウクライナ政府への提供を実施した。また、ウクライナ政府からの要請を踏まえ、民生車両（バン）などを追加提供した。さらに、2023年5月の日ウクライナ首脳会談におけるゼレンスキー大統領から岸田内閣総理大臣への要請を踏まえ、同年6月から約3万食の非常用糧食、および自衛隊車両（1/2tトラック、高機動車、資材運搬車）合計101台を追加提供した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項7(1)(ウクライナ)、資料66(防衛装備移転三原則の運用指針)

## (9) ASEAN諸国

ASEAN諸国との間では、日ASEAN防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援(HA/DR)や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力が期待が示されている。2016年11月の日ASEAN防衛担当大臣会合の際にわが国が表明したビエ

ンチャン・ビジョンにおいて、ASEAN諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとした。

具体的な取組として、インドネシアとの間では、2021年3月に東京で開催された第2回日インドネシア「2+2」において、防衛装備品・技術移転協定<sup>22</sup>に署名し、即日発効した。

シンガポールとの間では、2023年6月にシンガポールで開催されたシャングリラ会合において、防衛装備品・技術移転協定<sup>23</sup>に署名し、即日発効した。

タイとの間では、2022年5月、岸田内閣総理大臣のタイ訪問の際に防衛装備品・技術移転協定<sup>24</sup>に署名し、発効した。

フィリピンとの間では、2016年4月に防衛装備品・技術移転協定<sup>25</sup>が発効した後、2018年3月までに、計5機の海自TC-90練習機をフィリピン海軍へ引き渡したほか、海自によるパイロットの操縦訓練支援やわが国企業による維持整備の支援を実施した。また、2019年9月までに陸自で不用となったUH-1H多用途ヘリコプターの部品などをフィリピン空軍に引き渡した。これら2件の移転は、2017年6月に施行された、自衛隊で使用しなくなった装備品の無償譲渡などを可能とする自衛隊法の規定を適用した事例である。

加えて、2019年1月には、防衛装備・技術協力に関する事務レベルの定期協議の枠組みを設置した。

2020年8月には、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で、同社製警戒管制レーダー（4基）を約1億ドルで納入する契約が成立し、2014年の防衛装備移転三原則策定以来、わが国から海外への完成装備品の移転としては初の案件となった。2023年10月に1基目、2024年3月に2基目のレーダーが



フィリピン空軍主催警戒管制  
レーダー1基目の引渡し式典の様子  
(2023年12月)

22 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定  
23 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定  
24 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とタイ王国政府との間の協定  
25 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定

フィリピン空軍に納入され、テオドロ・フィリピン国防大臣出席のもと、それぞれ2023年12月および2024年4月に現地で引渡し式典が実施された。また、本移転事業に伴い、空自および陸自においてはフィリピン空軍の要員に対する教育支援を実施した。

ベトナムとの間では、2016年11月の日越防衛次官級協議において、「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領」に署名した。また、2019年5月の日越防衛相会談の際に、具体的な分野などを示した「防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書」が署名された。その後、2021年9月の岸防衛大臣（当時）のベトナム訪問に際し、両国間で防衛装備品・技術移転協定<sup>26</sup>に署名し、発効した。2023年12月には、ベトナム軍からニーズが示されていた装備品への防錆処理技術について、ベトナム側と日本企業とが契約に至り、納入を完了した。

マレーシアとの間では、2018年4月、防衛装備品・技



LIMA 2023におけるブースの様子

術移転協定<sup>27</sup>に署名し、発効した。2023年5月にランカウイ国際海洋航空宇宙装備品展示会「LIMA 2023」に防衛装備庁のブースを出展するとともに、この展示会に参加した海自の護衛艦「くまの」と連携しての装備品紹介

## VOICE

### 日本製警戒管制レーダーの受領をうけて（フィリピン空軍第580警戒管制団司令の声）

フィリピン空軍 第580警戒管制団司令 ロニー D. ペティンライ 准将

2023年10月および2024年3月に日本製警戒管制レーダーの1基目および2基目がフィリピン空軍に納入され、記念式典を実施しました。日本にとって初の完成装備品の移転がフィリピンを対象としたものであることをうれしく思うとともに、本移転は日比両国間の連携を象徴するものだと思います。

記念式典まで無事たどり着くことができたのは、両国の担当者がお互いの国を訪問し、顔を合わせて話し合うなど、フィリピン空軍と日本政府、日本企業が緊密に調整を重ねることで信頼関係を構築できたからだと考えています。また、空自と陸自によるフィリピン空軍レーダー要員への教育が実施され、レーダーに関する知識を獲得できただけでなく、フィリピン国軍と自衛隊の関係深化にも繋がりました。

フィリピンは、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みに対し、同志国と協力する必要があると考えています。この点において、日本製警戒管制レーダー

は、フィリピンの主権の及ぶ領土・領海・領空の防衛に資するものであり、フィリピン国軍の海洋・航空能力を向上させ、インド太平洋地域の平和と安定に一層貢献できるように考えています。フィリピンにとって日本は戦略的パートナーであり、本移転で築いた信頼関係を礎に、両国間の協力をより一層強化していきたいと考えています。



ペティンライ准将

<sup>26</sup> 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定

<sup>27</sup> 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

を行った。

**参考** Ⅲ部3章1節2項8 (東南アジア諸国 (ASEAN 諸国))

## (10) 中東諸国

アラブ首長国連邦 (UAE) との間では、2023年5月、  
United Arab Emirates  
中東の国との間では初めてとなる、防衛装備品・技術移  
転協定<sup>28</sup>に署名、2024年1月に発効した。

イスラエルとの間では、2019年9月、わが国とイスラ  
エル防衛当局間で提供される、防衛装備・技術に関する  
秘密情報を適切に保護するため、防衛装備・技術に関する  
秘密情報保護の覚書<sup>29</sup>に署名した。

ヨルダンとの間では、2019年に陸自の退役済み61  
式戦車1両を無償で貸し付けるとともに、ヨルダン側か  
らヨルダンで開発された装甲車が陸自へ贈呈された。こ  
うしたやり取りを受け、防衛省において、式典を開催し、  
覚書の署名・交換が行われたほか、ヨルダン王立戦車博  
物館において、貸し付けた陸自61式戦車の除幕や説明  
パネルの設置が実施された。

**参考** Ⅲ部3章1節2項11 (6) (アラブ首長国連邦)、Ⅲ部  
3章1節2項11 (7) (イスラエル)、Ⅲ部3章1節2  
項11 (15) (ヨルダン)

## 2 開発途上国に対する装備品の提供

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、  
わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が  
適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社  
会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要  
である。

この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装  
備品を調達できない友好国のなかには、以前から、不用  
となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあっ  
た。

こうしたなか、友好国のニーズに応じていくため、自  
衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対  
し無償または時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財  
政法第9条第1項<sup>30</sup>の特例規定を自衛隊法に新設し、  
2017年6月から施行されている。

なお、この規定により無償または時価よりも低い対価  
で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場  
合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかに  
ついては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体  
的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわ  
が国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防  
ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要  
がある。

## 5 防衛装備・技術協力にかかるその他の取組

### 1 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実  
施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発  
信している。このような取組は、各国政府関係者などの  
わが国の装備政策や技術力に対する理解を深め、防衛装  
備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与している。

2023年5月にマレーシアで開催された「LIMA  
2023」においては、わが国の近隣諸国としての協調関係  
や、これまでの国際緊急援助活動の実績を基礎とした  
HA/DR分野での移転やわが国と同じインド太平洋地域

における海洋国家としての輸送 (海上・航空)、警戒監視  
分野での移転を目的とし、艦船やその構成品、航空機な  
どを展示した。また、同年9月に英国で開催された「DSEI  
London 2023」においては、装備品の国際共同開発・生  
産が主流となっていることにかんがみ、完成品の移転の  
みならず、コンポーネント・部品の供給を通じた協力を  
積極的に進めるべきとの考えから、艦船や航空機などの  
構成品レベルやAI技術に関する展示により、技術力の  
高さを幅広くアピールした。

さらに、同年11月にオーストラリアで開催した  
「INDO PACIFIC 2023」では、艦船やその構成品、航

28 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定

29 防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書

30 財政法第9条第1項は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」と規定。



INDO PACIFIC 2023におけるブースの様子



Singapore Airshow 2024におけるブースの様子

空機、レーダー、衛星などの展示を通じ高い技術力などについて広く情報発信した。

加えて、2024年2月にシンガポールで開催された「Singapore Airshow 2024」では、航空機の模型や構成部品レベルの展示、その他関連素材などに関する展示を行い、各国政府・企業関係者との懇談などを通じて官民一体となった防衛装備移転推進へのコミットメントを国内外に示した。

## 2 装備品の適切な海外移転に向けた官民連携

装備品の海外移転について、防衛力整備計画では、政府が主導し、官民の一層の連携のもとに装備品の適切な海外移転を推進するとしている。

防衛装備庁、商社、製造企業の連携のもとで、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う事業実現可能性調査を、2020年度から実施している。なお、この調査を通じ、2023年12月、わが国が有する防錆処理技術のベトナムへの移転が実現した。

また、わが国と相手国との間で、両国の防衛当局と企業が一堂に会して、装備品の海外移転に関する意見交換を行う官民防衛産業フォーラムを、2017年8月のインドネシアでの開催以降、インド、ベトナム、オーストラリア、イタリア、フィリピンを合わせた計6か国において実施している。

わが国国内においても、各国への海外移転に関する官民の知識向上を図る取組として、防衛装備移転に関するウェビナーを開催し、諸外国との民間ビジネス分野での事例や防衛装備・技術協力の現状を学ぶ機会を創出している。2020年から2022年においては、インド、ベトナム、マレーシアにおける商慣習に関するウェビナーを行った。また、2022年10月には装備品輸出実績が豊富な欧米諸国における装備品を輸出する側の制度や経験について、2023年12月には国際展示会を有効活用する方法についてウェビナーを行った。

さらに、かねてより防衛産業から要望が寄せられていた官民間での海外移転に関する情報共有の場として、2022年3月にWeb上にポータルサイトを整備し、海外移転を進める防衛関連企業を対象として、各国の調達制度やわが国の防衛装備移転制度などの情報提供を行っている。

## 3 装備品にかかる重要技術の流出防止

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、防衛産業保全の強化、機微技術・知的財産管理の強化に取り組んでいくこととしている。

**参照** 1節1項2(3) (装備品等秘密の保全)、1節2項4 (防衛産業保全の強化)、1節2項5 (機微技術管理の強化)



資料：防衛装備庁が防衛装備・技術協力の推進のため海外に発信しているリファレンスガイドなど  
URL：[https://www.mod.go.jp/atla/en/policy/defense\\_equipment.html#guides\\_and\\_movies](https://www.mod.go.jp/atla/en/policy/defense_equipment.html#guides_and_movies)